

八幡平市監査委員告示第7号

令和8年7月7日付け八監査第070701号の定期監査（令和8年5月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年7月27日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 高 橋 徹

措置内容 別紙のとおり

令和 8 年 5 月定期監査指摘事項の措置状況等通知書

安代総合支所

令和 8 年 5 月 21 日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
予算執行に係る関係課長等への合議について 【指摘事項】 令和 7 年度の「田山 P A 緊急入退出路電動門扉点検業務」について、随意契約の根拠法令を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号としており、八幡平市予算規則第 12 条の合議事項及び合議区分の規定により、総務課長及び契約管財係への合議を行う必要があるにもかかわらず、これを行っていない。当該委託業務の予算額は 100 万円以下であり、同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号も併せて適用となる。市の「随意契約ガイドライン」には、「第 1 号と他の号が併合する場合は、第 1 号を優先適用する」と記載されており、今回の場合、第 1 号を適用していれば、総務課長等への合議は必要なくなるので、今後の	総務課長及び契約管財係への合議については、八幡平市予算規則第 12 条の合議事項及び合議区分の規定に基づき、適時・適切に関係課長へ合議を行うよう、決裁確認票を活用し、起案文書の確認を徹底する。	関係例規等を再度確認し、事務執行を行うよう周知する。	令和 8 年 5 月 23 日

事務執行に生かされたい。 また、「安比川筋細野地区他河川維持修繕(草刈) 業務」及び「安比川筋荒屋新町地区他河川維持修繕 (草刈)業務」についても上記同様の理由により総務課長及び契約管財係への合議を行う必要があるにもかかわらず、これを行っていない。これら二つの業務の予算額は、それぞれ 100 万円を超えているので、同法施行令第 167 条の 2 第1項第1号の適用については該当しない。 予算の執行に当たっては、その都度、予算規則等の関係例規を確認して、適時・適切に関係課長への合議を行い、規則等に定める決裁区分に則した決裁を得たうえで、適正に執行すること。			
---	--	--	--